

件名	知事へのメールについて
受付日	令和2年10月14日
ご意見・ご提案の概要	知事へメールを送っても、知事から直接回答がない。担当課が回答するのでは意味がない。
県の考え方	「知事へのメール」にお寄せいただいたご意見、ご提案につきましては、全て知事が目を通したうえで担当課から回答しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
担当課	総務部 行政管理課